

上山市告示第48号

上山市ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

上山市長 山 本 幸 靖



上山市ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地区会等が設置する家庭系廃棄物の集積所（以下「ごみ集積所」という。）の設置基準等について必要な事項を定めることにより、安全かつ効率的なごみの収集及び運搬を確保するとともに、地域の良好な生活環境の実現及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(ごみ集積所の設置基準)

第2条 ごみ集積所は、利用世帯数が20世帯以上につき1箇所を基準として設置できるものとする。ただし、市長がこの基準により難いと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、共同住宅に係るごみ集積所については、1棟につき1箇所を基準として当該共同住宅の敷地内に設置できるものとする。ただし、前項の基準により当該共同住宅の所在する区域にごみ集積所を設置しているものが、その設置したごみ集積所を当該共同住宅の住民が使用することに同意した場合は、この限りでない。

3 ごみ集積所の設置場所は、次の各号のいずれにも該当する場所とする。ただし、既存のごみ集積所が設置されている場所については、この限りでない。

- (1) 収集作業を安全かつ効率的に行うことができる場所
- (2) ごみ収集車両の通り抜けが可能な道路又は転回の容易な道路に面している場所
- (3) 消火栓、防火貯水池等の消防施設の使用の妨げにならない場所
- (4) 美観の損失、ごみによる臭気、ごみの散乱等の問題が起こらないよう十分配慮された場所
- (5) 当該土地、隣接する土地及び家屋の所有者その他の関係者と事前に協議し了解を得た場所

(ごみ集積所の設置等の申請)

第3条 ごみ集積所を設置しようとするとき、又は既に設置したごみ集積所の場所を変更しようとするときは、ごみ集積所（増設・移動）承認申請書（様式第1号）により、市長に対し、その承認の申請をしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ごみ集積所の場所が分かる位置図等
- (2) その他必要な書類

3 第1項の申請は、収集開始を希望する日の10日前までに地区衛生組合長が行うものとする。ただし、共同住宅の用に供するごみ集積所に係るものにあつては共同住宅の所有者又は管理者が行うものとする。

(事前協議)

第4条 共同住宅にごみ集積所を設置しようとする場合において、当該共同住宅の所有者又は管理者となる者は、これに係る建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築物の確認の申請を行う前に、当該共同住宅の用に供するごみ集積所の設置場所等についてあらかじめ市長と協議しなければならない。

(承認又は不承認の決定等)

第5条 市長は、第3条第1項のごみ集積所の増設・移動の申請があつたときは、第2条に規定する設置の基準、前条に規定する事前協議の有無等について審査し、承認又は不承認の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の承認又は不承認の決定を行ったときは、当該申請を行った者に対し、その決定の内容をごみ集積所(増設・移動)(承認・不承認)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(廃止の届出)

第6条 ごみ集積所を廃止しようとするときは、廃止日の10日前までに、ごみ集積所廃止届(様式第3号)により、市長に対し、その届出をしなければならない。

2 前項の届出は、地区衛生組合長が行うものとする。ただし、共同住宅の用に供するごみ集積所に係るものにあつては共同住宅の所有者又は管理者が行うものとする。

(維持管理)

第7条 各地区会等のごみ集積所の管理者(以下「管理者」という。)は、ごみ集積所及びその周辺の清潔を維持するため、地区住民が積極的に清掃するなど、適切な管理を行い、環境美化に努めなければならない。

2 管理者は、ごみ集積所に不法にごみを投棄されないよう管理に努めなければならない。

(改善要求等)

第8条 市長は、ごみ集積所の維持管理が適正になされていないと認めるときは、管理者に対してその改善を求めるものとし、その求めに応じた改善がなされていないと認めるときは第5条第1項の規定による承認を取り消し、当該ごみ集積所に排出されたごみを収集しないことができる。

(維持管理費用の負担)

第9条 ごみ集積所の維持管理に関する費用は、管理者が負担するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ごみ集積所の設置及び維持管理に関し必要な

事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

上山市長 様

（申請者）

氏 名

住 所

電話番号

ごみ集積所（増設・移動）承認申請書

みだしのことについて、次のとおり申請いたします。

記

1 増設・移動の理由

2 増設・移動の場所（設置場所の略図）

3 収集開始希望日

年 月 日

様

上山市長 氏 名

ごみ集積所（増設・移動）（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありましたみだしのことについて、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

- 1 決 定 の 内 容 承認 ・ 不承認
- 2 収 集 開 始 日 年 月 日（ ）
- 3 ごみ集積所番号

年 月 日

上山市長 様

（申請者）

氏 名

住 所

電話番号

ごみ集積所廃止届

みだしのことについて、次のとおり届出いたします。

記

1 廃止の理由

2 廃止の場所（設置場所の略図）

3 廃止日